

長野県ふるさとの森林づくり条例案 県民意見募集（第3回）結果

- 1 意見募集期間 平成16年7月21日（火）から8月20日（金）まで

- 2 応募意見件数 13件（13人）

- 3 意見応募者内訳
 - （1）職業別
 - 市町村長：1件
 - 市町村職員：1件
 - 林業関係団体・林業関係グループ構成員等：9件
 - 森林所有者：1件
 - 一般県民その他職業記載なし：1件
 - （2）男女別
 - 男：13件
 - 女：0件
 - （3）地域別
 - 東信：1件
 - 南信：5件
 - 中信：1件
 - 北信：5件
 - 住所記載なし：1件

長野県ふるさとの森林づくり条例案に対する意見と県の考え方等

意見募集期間中（H16.7.21～8.20）に書面にて寄せられた意見

主 な 意 見 の 要 旨	意 見 に 対 す る 県 の 考 え 方 等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例案に全面的に賛成するものであり、早期条例化を望む。森林の保全に向け実効性の上がる財政措置を講じていただきたい。 ・ 社会全体の共通財産という位置付けのもとで森林の多面的な機能を発揮しようとする条例案に賛成する。 ・ 第3章、第4章を削除し、宣言的条例としてはどうか。 ・ 市町村、森林所有者、林業の担い手などを重視し、財政措置がおざなりにならないことを希望する。 ・ 基本理念、基本方針には賛成であるが、多くの人に理解してもらうことは困難である。森林環境教育の充実などにより大勢の人に理解してもらうことが重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例制定に向け、多くの皆様のご理解が得られるよう取り組んでまいります。また、実効面の確保のための財政措置、予算の確保には、最大限の努力をしてまいります。 ・ 条例制定後には、条例の基本理念に基づき、森林の多面的機能が持続的に発揮できるよう、新たな仕組みの構築等に全力で取り組んでまいります。 ・ 第1章の総則、第2章の基本的施策のみではなく、第3章及び第4章の地域制度は、地域の方々による推進組織を設けるなど、県民の皆さんに主体的に参加いただく具体的な制度として、森林法との整合性を図りつつ新たに設けたいと考えるものです。特に、森林整備保全重点地域は、治水・利水上特に重要とする地域など、市町村長から申出があった地域において開発行為の届出制度を設けており、条例による規定が必要であります。 ・ 市町村、森林所有者、林業の担い手の皆様のご理解、ご協力なくして条例の目的は達成できないと考えており、森林整備の推進にあたっては、今後とも連携を重視してまいります。また、予算の確保には、最大限の努力をしてまいります。 ・ 本条例の理念を多くの県民の皆さんにご理解いただくよう、今後とも地域懇談会などあらゆる機会を捉えて周知してまいる所存です。また、普及活動とともに、森林環境教育も重要であると考えており、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

主な意見の要旨	意見に対する県の考え方等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の制定は時節を得ているが、実効確保の面で、予算確保に向けた早期の森林税の創設を切望する。 ・ 財政措置は、実効性の担保の表し方として、例えば5年単位ごとの事業別等投資計画を明記したらいかか。 ・ 今の県の財政状況では、森林に投資する余裕がないのではないか。財政面での措置がなされないのでは実行面の確保が困難であり、理念の共有や意識の高揚のみでは、絵に描いた餅になってしまうのではないか。 ・ 県民参加としているが、それなりの対応を実施しないと理想論で終わるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例案は、森林所有者の不在村化、世代交代等により森林の管理の空洞化や整備の停滞が進行する中で、多くの皆さんの主体的な参加による森林づくりのための県民合意を形成し、後世に良好な森林を引き継いでいくためものです。森林税など新たな税については、環境省が平成17年度税制改正において「環境税」創設を要望しているほか、全国的には森林環境・水源税や温暖化対策税の創設に向けた取り組みも展開されております。また、県では現在、県民税の超過課税の検討を進めております。この超過課税は、財政改革プログラムの歳入確保対策の一つとして検討されてきたものであり、森林づくり条例とは直接リンクしておりませんが、超過課税が制度化された場合には、森林づくり条例に基づく施策の拡充強化に使われるということは、あり得ることであると考えます。いずれにしましても、実効確保の面で、必要な財政措置を講じることができるよう最大限の努力をまいります。 ・ 条例制定後には、中・短期的な目標を、森林づくり指針において明らかにしてまいりたいと考えております。また、財政上の措置は、国の予算に左右されるとともに、年度ごとの経済状況や財政状況により措置されることとなりますので、条例本則で実効性の具体的な担保を表すのは困難と考えますが、予算の確保には、最大限の努力をまいります。 ・ 財政状況が厳しいからといって、森林を取り巻く状況が現状のまま看過できる状況ではないことから、将来を見据えた基本理念を定め、県民合意を形成するとともに、これを根拠に各種施策を充実させて、森林の持つ多面的な機能が十分発揮できるよう整備していく必要があると考えております。 ・ 「県民参加」とは、森林施業という狭い意味だけでなく、県産材の利用、森林の多面的な利活用など、様々な形で森林づくりに参加していただきたいという意味を込めており、理想論で終わることのないよう、県民参加の手法の構築については、全力で取り組んでまいります。

主 な 意 見 の 要 旨	意 見 に 対 す る 県 の 考 え 方 等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の内容は、高齢者にわかりにくいのではないか。 ・ 各地域への条例案の説明が、まだ十分でないと思う。内容の周知が必要である。 ・ 共有の視点が悪いとは思えないが、森林所有者の視点が欠けているのではないか。 ・ 県の責務には、関係団体との連携はないのか。 ・ 県産材の利用の促進に関しては、なぜそれが必要かを県民が理解できるようにする必要がある。 ・ 県産材の需要拡大は、県が主体となって行っていただきたい。 ・ 第14条第2項の森林の適正な保全のための項目は、森林法にも定められている項目なので、条文化する意味がないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の内容を周知していく上で、よりわかりやすくご理解いただけるよう努力し、工夫してまいりたいと考えております。 ・ 条例案の説明に関しましては、県内各市町村、各森林組合へのご説明はもとより、一般県民を対象とした森林づくり集会や地域懇談会等を通じてご説明と意見交換をしているところですが、今後ともさらに多くの皆様のご理解を得るべく、職員自らが地域に赴き、ご説明させていただきたいと考えております。 ・ 本条例案は、森林所有者の不在村化、世代交代等により森林の管理の空洞化が進行する中で、森林所有者等一部のの方々だけで森林づくりを担うことは困難な状況にあることから、今後は、多くの皆様の主体的な参加により森林づくりを進めようとするものです。森林所有者の皆さんにもその理念をご理解いただく中で、将来を見据えた森林づくりを推進してまいりたいと考えております。なお、森林管理を適切に行っていらっしゃる森林所有者に配慮することは当然のことと考えております。 ・ 関係団体については、県民や森林所有者、事業者などそれぞれの立場を代表する各団体として、これからの森林づくりの推進に向けて当然連携していくとともに、協働、協力してまいりたいと考えております。 ・ 基本方針及びその必要性が広くご理解いただけるよう広報活動、普及活動を通じ取り組んでまいります。 ・ 県産材の需要拡大は喫緊の課題であることから、県自ら率先して県産材利用を推進すべく、県産材利用指針を策定し部局横断的な取り組みを展開しています。また、県産材の利用推進を強化し、民間の皆さんとともに総合的に県産材の需要拡大を進めるため、林務部内に新たに「信州の木利用推進課」を設置し、様々な取り組みを始めたところです。特に県産材の需要拡大は、県の取り組みだけではなく、それぞれのご家庭で県産材をご利用いただくなど、多くの皆様のご理解によって需要が広がることが重要であると考えております。 ・ 本条の規定はプログラム規定であり、森林法に基づく項目であっても、県が主体的に実施する施策として規定することは何ら問題ないと考えます。

主な意見の要旨	意見に対する県の考え方等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林整備の補助事業の体系をわかりやすくする必要があります。 ・ 森林整備保全重点地域制度と既存の保安林制度等との関係はどのようになるのか。重複でもよいのか。また、森林法との整合性は保てるのか。 ・ 森林所有者に施業規制等の制限が及ぶ場合の補償制度はあるか。 ・ 森林整備保全重点地域に指定された地域以外の森林においても、森林整備の推進を図りたい。 ・ 地域森林委員会の発意者やリーダーは誰なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の制度の中で実施しているものであり、制度を変えることは困難ですが、わかりやすくご理解いただけるよう、さらなる努力、工夫をまいります。 ・ 重要と考えられる流域全体が保安林となることが理想ですが、私権の制限等から森林所有者の同意が得にくい場合もあります。こうしたことから、より緩やかな制度として本条例の重点地域制度を設けたものですが、重点地域指定後に、保安林の指定を受けることも可能としております。これは、重複を前提に考えてのことですが、条例に規定する内容が森林法との整合性を保てるようにすることは当然であると考えており、運用においても十分配慮をまいります。なお、開発行為の届出については、保安林は除外することとしております。 ・ 補償制度が必要と考えられるほどの制限を課すような状況は予定しておりません。 ・ 県内の森林全体に関して、森林づくりを推進していくことが本条例の趣旨であることから、重点地域のみにとどまらず森林整備の推進を図ることが重要であると考えております。重点地域では重点的な事業導入を行うこととしておりますが、そのしわ寄せが他の地域に行くことのないよう、予算の確保、必要な支援措置の効率的・効果的な実施に努力をまいります。 ・ 地域森林委員会は、地域の皆さんに自発的に組織していただくこととしていることから、発意者やリーダーも地域によって異なってくると考えられ、地域の実情に即して異なった組織であって然るべきと考えております。ただし、県は市町村等と連携を図りながら組織化に向けて支援することとしており、ともに相談させていただく中でその方向性を導きたいと考えております。

主な意見の要旨	意見に対する県の考え方等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一市町村の中に同じような組織をいくつも作るとは効率的ではないため、地区ごとの状況を踏まえた組織づくりが大切である。 ・ 整備された森林を森林以外へ転用できないような、森林所有者の権利制限を盛り込む必要がある。また、公益性を重視するのであれば、森林整備の費用は森林所有者に負担させてはならないと思う。 ・ 森林管理権移転等あっせん制度では、法的団体である森林組合を明確に入れてもよいのではないか。 ・ 所有者の管理が困難な森林は、公権力による整備の施策を講じないと進まないのではないか。 ・ 重点地域以外の森林は、小規模開発行為が野放しになるのか。条例制定の本旨からすれば、この点も配慮すべきではないか。 ・ 里山整備利用地域については、利用の視点だけでなく、ごみの廃棄など無秩序な利用についても、他の制度等との関連性、整合性に留意されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘のとおりと考えております。地域ごとの状況を踏まえ、地域の皆さんが効率的でないと考えられる部分は、できる限り効率性を考慮して対処することが必要であると考えます。 ・ ご提案のような制限を条例で規定することは考えておりませんが、補助事業の制度の中で対応することや、また、保安林制度で対応することが可能であると考えます。 ・ 第23条では、あっせんの相手方に、「森林法施行令第2条の4に定める者」として森林組合を含めております。 ・ 本条例は、県民の自発的、積極的な参加による森林づくりを進めようとするものであり、現行の法制度では、強制的に実施することは現実的でないと考えますので、あっせん制度等により森林所有者に働きかけて、適切な森林管理を推進したいと考えております。なお、保安林の指定を促進することも重要であると考えます。 ・ 小規模開発行為の届出は、森林の保全を重点的に図るという重点地域指定の趣旨に基づいて行うものであり、立法事実の状況から判断して、県全体の民有林に適用させることは困難であると考えます。なお、条例制定の本旨からすればご指摘のとおりであり、重点地域以外の森林においても、市町村との連携を図りつつ従来どおりその把握に努めるとともに、必要な場合には適正な開発がなされるよう指導させていただく方針です。 ・ 里山の環境保全が目的でありますので、他の制度等との関連性、整合性にも留意しながら運用してまいりたいと考えております。

主 な 意 見 の 要 旨	意 見 に 対 す る 県 の 考 え 方 等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 所有者不在の荒廃森林の手入れ対策はどのように行うのか。 ・ 効果的な竹林対策が必要ではないか。 ・ 県及び市町村等が、不在村所有者の森林を買い取るなり、販売のあっせんをしてはどうか。地主に地代を払い、副産物を販売する組織を立ち上げてはどうか。 ・ ボランティアの活用、都市部との交流・森林体験などを実施してはどうか。 ・ 不在村森林所有者の固定資産税の軽減等を検討してはどうか。 ・ 地方自治体主導で整備することを基本に、長期的に森林組合、ボランティア、地主、県民等一体で進めるために、国、県での助成措置の予算化をしてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林所有者の意向を確認し、制度の紹介をしまっていることが基本ですが、特に森林整備保全重点地域においては、地域組織の活動により地域の皆さんでその対策を検討するとともに、森林管理権移転等あっせん制度等も設け、課題の解決に向け取り組んでまいります。 ・ タケノコ及び竹材の振興を図りつつ対策を講じてまいります。 ・ 森林整備保全重点地域においては、森林管理権移転等あっせん制度を設けております。また、里山整備利用地域においては、里山利用協定により、さまざまな森林の資源を活用して森林に還元するような活動が活発になされるよう支援してまいりたいと考えております。 ・ 多様な主体の参画は本条例の趣旨でもありますので、各種施策の推進にあたりましては、ご提言の趣旨を踏まえ積極的に取り組んでまいりたいと考えております。 ・ 固定資産税については、当該森林の所在市町村が賦課徴収を行っているものであり、県で不在村森林所有者の固定資産税の軽減等の検討を行うことは考えておりません。 ・ 条例に基づいて、多様な主体が参画する森林づくりを推進してくため、必要な措置を講じてまいります。